平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 12	府省庁名 国土交通省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税)			
要望 項目名	市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長			
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 容 緑地保全・緑化推進法人(以下みどり法人)が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市			
関係条文	地方税法附則第 15 条第 45 項 令附則第 11 条第 43 項			
減収 見込額	[初年度] — (▲8.9) [平年度] — (▲17.0) [改正増減収額] — (単位:百万円)			
要望理由	(1)政策目的 水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成			
	(2) 施策の必要性 都市における緑地・オープンスペースは、身近な自然的環境として残された貴重な緑の資源であり、美しい景観形成に寄与するとともに、空間的なゆとりや潤いをもたらし、レクリエーションや憩いの場を提供するなど、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を有する。このような緑地やオープンスペースは、これまで、緑の基本計画等に基づき整備が進められ、全国平均としては、都市公園法に基づく設置基準である住民一人当たり都市公園面積の標準である 10 ㎡/人を超えるなど、一定程度整備が進捗してきたが、人口が集中する地域をはじめ未だ低い水準にとどまる地域があり、民有緑地の減少も続いている。厳しい財政制約のもとでインフラの老朽化に対応しなければならない状況において、不足する都市公園等の緑地やオープンスペースを確保していくためには、従来のように地方公共団体による都市公園の新規整備や緑地の確保を行う方策だけでは、今後の改善は期待できない。一方、近年は、民間企業が自ら所有する土地等において単なる緑化施設にとどまらない、一定の質を持った緑地・オープンスペースを整備して一般利用に供する事例や、人口減少に伴い発生した空き地を地域に開かれた緑地として整備・管理する取組みが広がってきている。今般、都市において不足する緑やオープンスペースを補完し良好な都市環境の形成に寄与する民間事業者の取組を積極的に評価し、その取組を促進する観点から、同制度により認定された緑地に係る固定資産税・都市計画税の課税の負担を軽減する必要がある。			
本要望に 対応する 縮減案				
	ページ 12—1			

合理性	政策体系にある政策目的の 置付け	
	政策の 達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 m/人 (H24) →14.1 m/人 (H32)【+0.68 m/人の 0.02%に寄与】 民間主体による市民緑地の整備 O件 (H29 制度創設時)→70 件 (H33)
	税負担軽減 置等の適用 は延長期間	用又
	同上の期間の達成目標	
	政策目標の 達成状況	都市域における水と緑の公的空間量 【うち都市公園等】 (定量的目標の場合:直近3ヵ年分) H26 年度:13.0 ㎡/人 H27 年度:13.2 ㎡/人 H28 年度:13.3 ㎡/人
有効性	要望の措置の 適用見込み	・適用見込件数:20 件程度/年
	要望の措置の 効果見込み (手段として 有効性)	本行例により、氏間の公開線地の整備が促進され、郁中域における水と線の公的空間の増加に 寄与し、良好な都市環境が形成されることが見込まれる。また、一般利用に供する緑地等とし
相当性	当該要望項目 以外の税制 ₋ 支援措置	
	予算上の措置 の要求内容 及び金額	市民緑地等整備事業 (社会資本整備総合交付金の内数) (平成31年度予算概算要求額10,663億円)
	上記の予算 の措置等と 要望項目を 関係	古等への補助に位置つけられる。 一方、本特例は、土地の所有者に税制上のインセンティブを与え、質の高い緑地の維持管理運営を促進するものであり、従来以上に民間事業者等による適切な緑地の運営管理に係る取組みが期待され、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の 妥当性	民間事業者等による住民の利用に供する緑地の整備・管理運営は、国家的課題である都市再生を担い、かつ、良好な都市環境の形成及び防災対策に多大に寄与するという公益的側面を有する。したがって、本特例は、固定資産税の一部を軽減することにより、認定市民緑地の整備・維持に係る負担を軽減するものであり、必要最低限のものである。また、市民緑地認定制度は平成29年に創設されたものであり、今後制度の普及に伴い、認定件数は増加する見込みであることから、本特例は引き続き必要である。
	~-	ジ 12—2

税負担軽減措置等の 適用実績	平成30年 2件
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 ㎡/人(H24)→14.1 ㎡/人(H32)(+0.68 ㎡/人)の目標のうち、0.02%に寄与
前回要望時の 達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 12.8 ㎡/人(平成24 年度)を約10%増【期限:平成32 年度(14.1 ㎡/人)】
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	都市域における水と緑の公的空間確保量 【うち都市公園等】 13.3 m ² /人(平成28年度)
これまでの要望経緯	平成 29 年度 創設
ページ	12—3